

		総務常任委員会	
平成31年2月27日受理		請 第 40 号	
件 名	ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを求める意見書採択に関する請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
吉 永 和 世 井 手 順 雄 池 田 和 貴			
<p>(要 旨)</p> <p>ライドシェアの導入に反対し、安全・安心な地域公共交通としてのタクシー事業を守るため、次の事項について、国に対して意見書を提出されるよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民の安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。 2 地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全・安心で快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を推進するための諸施策を講ずること。 <p>(理 由)</p> <p>ライドシェアは、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる「白タク」行為を合法化するものであり、①普通二種免許や運行管理者の配置も不要とされ、利用客の安全・安心が脅かされること、②地域における既存の路線バス・タクシー事業ならびに貨物輸送を崩壊させること、③需給状況やドライバーによって運送対価が変動し、安定したサービスの提供が困難であること、④特に女性・高齢者の夜間利用が不便になること、⑤事業主体(プラットフォーム)は一切運送に関する責任は問われず、当事者(ドライバーと利用客)間での紛争解決となること等、多くの問題点が指摘されている。</p> <p>また、ライドシェアは、Uber (以下「ウーバー」という。)などの自動車配車アプリを利用するが、事故の補償、暴力や暴行事件、運送対価等のトラブルについて、ドライバーと利用客間の問題とされている。</p> <p>すでに、わが国でも一部の都市において、ウーバーは試験的に導入されているが、上記のように多くの問題点を有するライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の安全・安心が担保されない事態が常態化するおそれがある。</p> <p>また、サンフランシスコでは、地域最大のタクシー事業者であるイエローキャブ社が倒産に追い込まれる事態となっている。もし、ライドシェアが日本全国に進出すれば、国内タクシー事業の産業基盤が奪われるばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥ることは、火を見るより明らかである。</p> <p>特に、タクシーに限って言えば、介護や通院、買い物の足など、高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、日常生活を送るためには欠かせない公共交通機関である。このように、国民にとって安全・安心かつ快適・便利な交通機関として、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っており、地域におけるきめ細かなタクシー事業の重要性は、今後ますます高まることが予想される。「世界一」のサービスと安全・安心を誇る日本のタクシー事業の現状に鑑みれば、ライドシェアを導入するのではなく、国際的にも良質で安全なタクシーをこれからも守っていくことが肝要である。</p>			